

網走海区漁業調整委員会指示第3号

オホーツク総合振興局管内斜里町及び網走市地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法による水産動物の採捕（以下「船釣り」という）及び船舶を使用して行う釣り漁法によるさけの採捕（以下「秋さけ船釣り」という）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和5年(2023年)7月25日

網走海区漁業調整委員会会長 横内 武久

1 船舶の定義

この指示において、「船舶」とは遊漁船、プレジャーボート、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート、カヌー、カヤック、サップボード、ろかいのみをもって運転する船舶その他の総トン数20トン未満の船舶及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶をいう。

2 船釣りの制限

令和5年(2023年)9月1日から10月31日までは、定置網の周囲500m以内の海域で船釣りを行ってはならない。

3 秋さけ船釣りの制限

次の期間、別に示す制限海域（ウトロ海域、網走・斜里海域）において秋さけ船釣りを行ってはならない。

ただし、次の期間、別に示すライセンス制実施海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という）の使用する船舶に乗って行う場合、又は北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規程に定める試験研究等の場合であって、委員会が認めた場合はこの限りではない。

海 域 名	秋さけ船釣り禁止期間
ウトロ海域	令和5年(2023年)8月25日から10月31日
網走・斜里海域	令和5年(2023年)8月25日から10月31日

海 域 名	ライセンス期間
ウトロ海域	令和5年(2023年)9月1日から9月25日
網走・斜里海域	令和5年(2023年)9月1日から9月30日

4 秋さけ船釣りライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

ライセンスを取得しようとする者は、各海域における秋さけ船釣りに使用する船舶の区分に応じて、本委員会あてに申請しなければならない。

なお、同一申請者によるウトロ海域、網走・斜里両海域への申請は認めない。

また、異なる申請者による同一船舶での申請も認めない。

ただし、同一申請による複数の申請者による申請は認めるものとする。

ア 秋さけ船釣りを行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者（以下「遊漁船業者」という）。

イ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、秋さけ船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という）。

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、海域ごと、秋さけ船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。

(3) ライセンスを発行する隻数

遊漁船業者が使用する船舶（以下「遊漁船」という）と、プレジャーボート使用者が使用する船舶（以下「プレジャーボート」という）にライセンスを発行する隻数は、次のとおりとする。

海 域 名	発 行 隻 数	
	遊 漁 船	プレジャーボート
ウトロ海域	22隻以内	40隻以内
網走・斜里海域	30隻以内	30隻以内

(4) 申請手続及び取得基準

ライセンスの申請手続、取得基準その他必要な事項は、別に定める。

(5) ライセンス内容の変更

承認後にライセンスの内容を変更しようとする者は、本委員会あてに変更の届けを申請しなければならない。

5 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者は、ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、当該船舶にライセンス証を備えておかなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンスを発行された船舶を秋さけ船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は、同乗する遊漁者に対し、2及び3に定める制限並びに6に定める遊漁者の遵守事項を十分周知しなければならない。

(4) 夜間の船釣りの禁止

日没から日の出までの間は、秋さけ船釣りをしたり、させたりしてはならない。

(5) 漁具被害及び海難事故の未然防止

航行時及び遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

また、周囲に注意し、他の船舶との距離を適切に保つなど海難事故の防止に務めなければならない。

(6) 相互確認及び連絡体制

網走・斜里海域においては、多くの漁船が操業し、多数の漁具が敷設されていることから漁具被害の防止及び漁船と遊漁船、プレジャーボートの安全航行の確保のため、次の措置を講じなければならない。

ア 網走海区漁業調整委員会事務局から提供される漁具の敷設位置情報をGPSに入力し、また、旗・ボンデン等の目視に努め、漁具付近には決して近づかないようにすること。

イ ライセンス海域において、適切に秋さけ船釣りが行われているか、相互に連絡・確認を行うこととし、海域を逸脱するなどの不適切な行為を視認した場合は、無線機や拡声器などにより是正するように注意・呼びかけするか、網走海区漁業調整委員会事務局に連絡すること。

ウ ライセンス海域において、承認を受けていない船舶が、秋さけ船釣りを行っているのを視認した場合、無線機や拡声器により注意喚起するか、網走海区漁業調整委員会事務局まで通報すること。

エ 上記アからウの目的を達成するため、無線機器、拡声器、GPS等船舶位置を確認出来る機器を設置すること。

(7) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、出航ごとに遊漁者から釣果報告を受けた上で、期間中の全ての釣果を取りまとめ、令和5年(2023年)10月末日までに、本委員会に釣果報告を提出しなければならない。

(8) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(9) その他

漁港の利用に当たっては、漁港管理者の指示に従わなければならない。

6 遊漁者の遵守事項

遊漁者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船舶への乗船

ライセンス制実施海域において秋さけ船釣りを行う場合は、ライセンス船に乗船しなければならない。

(2) 漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。なお、同時に使用する竿数は、1人1本とする。

- (3) 漁具被害の未然防止
遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。
 - (4) 釣果の制限
釣獲することができるさけは、1日1人5尾以内とする。
 - (5) 釣果の報告
遊漁者は、釣獲終了後、ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。
 - (6) 廃棄及び放流の禁止
釣獲したさけは持ち帰ることとし、廃棄及び放流してはならない。
 - (7) 販売等の制限
販売又は他の物との交換を目的として、秋さけ船釣りを行ってはならない。
 - (8) 本委員会の調査
遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。
- 7 指示に従わない者に対する措置
本指示に従わない場合には、ライセンス証の取り消し又は次回のライセンスを取得させない等の措置をとることがある。
- 8 その他
その他、事務取扱に必要な事項は別に定める。